陳情第39号		受理年月日	令和7年6月4日
付託委員会		教育文化委員会	
件名	名 初代門司駅遺跡に関する文化財保護法違反の是正に ついて		

要旨

文化財保護法(以下「法」)は、「国の機関等が行う発掘に関する特例」として第94条第1項で、「国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの(以下この条及び第97条において「国の機関等」と総称する。)が前条第1項に規定する目的(注・土木工事その他埋蔵文化財の調査以外)で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定(注・土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官(代行県教育委員会)にその旨を通知しなければならない。」と定めている。

この規定に従って市は、市長名で福岡県教育委員会教育長に対して「埋蔵文化財発掘の通知について」(令和5年7月7日北九建都都事第97号)を行っており、県教育委員会は、市に対して協議要求を行い(同条第2項)、市は、県教育委員会と遺跡の保存等について協議している(同条第3項)。

その上で、法は、第97条第1項で、「国の機関等が前条第1項に規定する発見(注・貝づか、住居跡、古墳、その他の遺跡と認められるもの)をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第92条第1項又は第99条第1項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官(代行県教育委員会)に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。」と定めている。

市は、令和5年9月から同年11月の間において「旧門司駅舎跡関連遺構」を発見したのであるから、第97条第1項通知を文化庁長官(代行県教育委員会)に対して行っていなければならない。

しかし、市は、当該通知を行っていない。このため文化庁長官(代行 県教育委員会)は、市に対してその調査、保存等について協議を求める べき旨の通知(同条第2項)並びに当該遺跡の保護上必要な勧告(同条 第4項)をすることができない。 よって、市は、直ちに文化庁長官(代行県教育委員会)に対して97条 通知を行い、文化財保護法違反の現状を是正して、初代門司駅遺跡のベ ストな調査と保存を図るべきである。